

2026 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ひ ら ま つ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 三 須 和 泰
(コード番号 2764 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 管 理 本 部 長 服 部 亮 人
(TEL : 03 - 5793 - 8818)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2026 年 6 月 29 日開催予定の第 44 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第 38 条（剰余金の配当の決定機関）を新設するものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第 7 章 計算 (事業年度) 第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。 (新設)	第 7 章 計算 (事業年度) 第 37 条 (現行とおり) <u>(剰余金の配当の決定機関)</u> 第 38 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第 38 条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第 39 条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当) 第 <u>39</u> 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。 (配当の除斥期間) 第 <u>40</u> 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。	(中間配当) 第 <u>40</u> 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。 (配当の除斥期間) 第 <u>41</u> 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026 年 6 月 29 日（予定）

定款変更の効力発生日 2026 年 6 月 29 日（予定）

以上